

平成 19 年 12 月 21 日

緊急のお知らせ

会員 各位

社団法人 日本ライフル射撃協会
会 長 坂 本 剛 二

銃の保守安全管理・危害予防の指導徹底について

会員の皆様方におかれましては、平素よりライフル射撃スポーツ振興のためにご配慮ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

皆様方におかれましては、常々銃砲刀剣類所持等取締法ならびに火薬類取締法に関する銃砲と実包類の管理や使用面に伴う危害予防について特段の注意を払われていると拝察いたしますが、このたび新聞・TV等で報道されましたように、狩猟用の散弾銃・ライフル銃による事件、事故が発生して尊い人命が失われました。

この事件、事故は当協会員によるものではありませんでしたが、銃器を使用する競技団体としても、看過することは出来ません。

この様な不幸な事件、事故が当協会員にかかわるものには、決してあってはならないことですので、「自主保安全管理の実施と危害予防意識の向上」を一層徹底されるようお願いいたします。 以上